

平成27年 教育委員会第22回定例会 会議録

日 時 平成27年12月22日（火）

午後 3 時02分～午後 4 時25分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 報告

【子ども総務課】

- (1) (仮称)千代田区共育ビジョンの策定に向けて
- (2) 至大荘行事調査検証第三者委員会の設置
- (3) 至大荘行事調査検証第三者委員会の委員選任【秘密会】
- (4) 平成28年度予算 各部予算編成方針と主要事業の要求状況公表
- (5) 平成27年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価 有識者意見

【指導課】

- (1) いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等（平成27年11月）

第 2 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（1月5日号）掲載事項

【指導課】

- (1) 千代田区立学校・園の気象状況による臨時休校等の対応

出席委員（4名）

教育委員長	中川 典子
教育委員長職務代理者	古川 紀子
教育委員	金丸 精孝
教育長	島崎 友四郎

出席職員（9名）

子ども部長	保科 彰吾
教育担当部長	小川 賢太郎
子ども総務課長	村木 久人
副参事（特命担当）	大井 良彦
子ども支援課長	中尾 真理子
児童・家庭支援センター所長	恩田 浩行
子ども施設課長	小池 正敏
学務課長	伊藤 司
指導課長	杉浦 伸一

欠席委員（0名）

欠席職員（1名）

子育て推進課長	加藤 伸昭
---------	-------

書記（2名）

総務係長	久保 俊一
総務係員	田口 有美子

中川 委員長	開会に先立ち、本日、傍聴者から傍聴申請があり、傍聴を許可していることをご報告しておきます。 ただいまから平成27年教育委員会第22回定例会を開催します。 本日、加藤子育て推進課長は、所用により欠席いたします。 今回の署名委員は古川委員にお願いいたします。
古川 委員	はい。承知しました。
中川 委員長	本日の議事日程はお配りしてあるとおりでありますが、第1、報告、子ども総務課、至大荘行事調査検証第三者委員会の委員選任は、至大荘行事調査検証第三者委員会設置要綱第5条に規定する、調査の中立性及び公平性を確保するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定に基づき非公開といたしたいので、その可否を求めます。 賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
中川 委員長	全員賛成につき、これは非公開といたします。 この件につきましては非公開となりましたので、議事日程の最後に、関係者以外退席して行いたいと思いますので、よろしく願います。

◎日程第1 報告

子ども総務課

- (1) (仮称)千代田区共育ビジョンの策定に向けて
- (2) 至大荘行事調査検証第三者委員会の設置
- (4) 平成28年度予算 各部予算編成方針と主要事業の要求状況公表
- (5) 平成27年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価 有識者意見

指導課

- (1) いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等（平成27年11月）

中川 委員長	日程第1、報告に入ります。 (仮称)千代田区共育ビジョンの策定に向けてについて、子ども総務課長より説明をお願いいたします。
--------	------------------------------------------------------------------

子ども総務課長

それでは、子ども総務課からの報告事項、1番目、(仮称)千代田区共育ビジョンの策定に向けてについてでございます。

平成26年度で計画期間が終了いたしました共育マスタープランの改定版となります(仮称)千代田区共育ビジョンの策定についてのご説明でございます。

共育ビジョンの策定につきましては、これまで委員の皆様にはビジョンに取り込んでいきたいと考えております千代田の教育が目指す人間像などについてご意見をお伺いし、また、9月8日の第15回定例会において、さらにこのビジョンのあり方等について意見を伺いました。その後、改定作業が遅れてしまい申しわけございませんでしたが、本日素案という形で整理したものを資料として出させていただきますので、委員の皆様にお目通しいただきたいと思っております。

こちらの共育ビジョンにつきましては、7月10日の第1回総合教育会議の際に、本区ではこの共育マスタープランの改定版となります(仮称)千代田区共育ビジョンをもって、改正地教行法において定められた教育大綱とするという方向で検討を進めるということをご確認していただいているところでございます。したがって、内容の詳細な説明及び議論につきましては、24日に予定されております第2回総合教育会議の場だと考えているところでございます。

各委員の皆様には、お時間が少なくて申しわけありませんが、24日までにこの素案にお目通しいただきまして、ご意見をまとめていただきたいと思います。この場で事務局に確認されたいこと、また、総合教育会議に向けて追加の準備資料等のご要望がありましたら、本日お伺いいたしますので、よろしくお願いいたします。

ご説明は以上です。

中川委員長

ありがとうございました。

この件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

古川委員。

古川委員

共育ビジョンの素案の作成、お疲れさまです。また、めざす子どもたちの姿についてよくまとめてくださりまして、ありがとうございました。

「めざす子ども達の姿」なんですが、3本の柱になっていて、概要のほうにそれぞれのテーマがついているんですけども、新しい時代を生き抜く、自分自身と向き合う、人と社会とのつながりの中で生きる。概要のほうにはそのテーマが載っているんですが、本文のほうには載っていないようで、とてもこのテーマでわかりやすくなるのではないかなと思ひまして、本文のほうにも載せたほうがよいのではないかなと思ひました。

あと、「めざす子ども達の姿」の2番、自己肯定感と忍耐力についてなんですが、自己肯定感については、私もいろいろ申し上げまして、取り入れてくださって、ありがたいと思ひました。

2番の11ページの下から4行目、「わたし達大人は」から始まる場所ですが、私は、自己肯定感というのは、まず認められて育っていくものかなと思っておりますので、下から4行目のわたし達大人は何をすべきかというところに、「個々の子どもの個性を受けとめ」とか、「受けとめる」という言葉が入ると、私個人的にはしっくりくるのですけれども。例えば、下から2行目の「個々の子どもの個性を受けとめ、また、その潜在的な能力を引き出していくよう努める」とか、と思いました。皆様、いかがでしょうか。

あと、5ページの基本理念についてなのですが、1の共育のところですが、下から9行目のあたり、「地域社会を構成するすべての人々が、家庭の状況や障がいなどに関わりなく子どもたちを包み込みながら」のくだりですけれども、「「共育」の推進が家庭や地域社会の共同性をとり戻す新たな結び目となり」の部分、とてもすてきで、良い表現だと思いました。

以上です。

中川委員長

ありがとうございました。

金丸委員。

金丸委員

私は、まだ全体をきちんと見る余裕がなかったのですが、言葉として、どうも日本語に弱い私としてわからない言葉があるので、9ページの第4段落、「企業レベルにとどまらない個人レベルでのグローバル化」という言葉がありますけれども、企業レベルのグローバル化というのは、企業が世界に事業を展開していくという意味でよくわかるんですけども、個人のグローバル化というのは一体何を意味しているのかわからないなと思っていました。

それから、10ページの第2段落、「未知の課題とは、理想と現状とのギャップであり」と書いてあるのですけれども、これも、わかるようでよくわからないなと思いました。

中川委員長

第2段落。

金丸委員

第2段落の最初です。

それから、13ページの基本方針1の(1)のどこかに、私としては、論理力とか論理展開力とかということが入ったほうがいいのではないかな。要するに、単に理解するだけではなくて、それを展開して、相手を説得する能力というものが必要かなと思いました。

それと、次に、14ページの最初、「幼児療育事業を拡充し」というのが突如出てくるのですが、これは本来必要などころに出ていないようにも思うんです。この幼児療育事業というのは、これは病児保育を指しているのでしょうか。そこがわからなかったんで、その点もお聞きしたいなと思います。

中川委員長

ありがとうございます。それでよろしいでしょうか。

今日ですけど、私も、いろいろあることはあるのですが、どの程度まで議論していったらいいでしょうね。例えば、言葉の問題とか、それから理念の中に何を入れるかとか、それから、根本的に私は、7ページに「児童憲章」と書いてあるんですけども、国連の「児童の権利に関する条約」という言葉を入れたほうがいいのではないかなとか。それに伴って、いろいろお願いした

いことがあるのですけど。詳細まで議論すると長時間になると思うので、どうしまししょうか、その辺。

子ども総務課長

本日は、皆様にごこちらの素案をご提示させていただきましたが、先ほど申しましたように、こちらの素案をもとに作成しました共育ビジョンを、教育大綱ということで来年度から位置づけようという方向で今検討しているところでございます。教育大綱につきましては、教育委員と区長とが総合教育会議で協議した上で決めるということになっていきますので、区長もおります総合教育会議の場で皆様のご意見を言っていた方がいいかなと私どもは考えてございます。

中川委員長

そうしましたら、そのときに基本的なことは申し上げるとして、細かい言葉や何かでも、ここは要らないのではないかなとか思うのもあるのですが、そういうのは事前に、お渡ししておきましょうか。

教 育 長

明後日の総合教育会議には、事務局の案として、この素案を、出ささせていただきたいと思っています。ただ、もちろんこれは素案ですから、今この場で、古川委員とか金丸委員とかからお伺いしたご意見は、今後これを見直す中で取り込んでいきますし、さらに、総合教育会議は、区長と教育委員の自由な協議、調整の場ですから、その中でも遠慮なくいろいろご発言いただきたいと思います。

細かいところについては、その後でも修正を加え、よりふさわしい形での共育ビジョンにしていって、今後の総合教育会議の中で少しずつこの共育ビジョンを固め、最終的に整ったものを大綱とするということで、区長と教育委員の間で確認させていただきたいと思います。いろいろな機会でご意見を言っていただいて、これをブラッシュアップしていきたいと思います。

中川委員長

わかりました。今年度中に大綱をつくるということですね。

一応そういうことで、今いろいろお話を伺ったのですけど、その点は、今じゃなくてもいいかしらね。

子ども総務課長

ご意見につきましては、今お伺いしたものは、教育委員からのご意見ということで、また反映させた形をとりたいと思いますが、詳細な意見につきましては、先ほど申し上げましたように、総合教育会議の場で皆様ご自由にご意見を言っていただければよろしいかなと思います。

これについては、まだまだ素案という形で、出発点のようなものでございますので、細かいところもいろいろあると思いますので、皆様のご意見をお待ちしております。

中川委員長

わかりました。

少しだけ私も言わせていただくと。個人的に話をしてしまうと、会議の合意ではなくなってしまう部分もあるので、その辺を心配しているのですけれども。それは、個人的にならないような形を工夫してお伝えするようにします。

ということで、今日はそんな感じでよろしいでしょうか。

教 育 長

根本的なところですけれども、今までの共育マスタープランは、少し踏み

込んだ施策レベルのことまで書かれていたのですけれども、今回は共育ビジョンを教育大綱とするということで、この共育ビジョンは、大綱にふさわしい形での基本理念とか基本方針というレベルにとどめさせていただきたい。共育ビジョンないし大綱は、4年ないし5年なりの長期的な考え方の基本をなすものと位置づけ、その年々の教育目標なり具体的な施策については、毎年この共育ビジョン、大綱を踏まえて、別途落とし込んでいくような形での体系としたいと考えています。

中川委員長

わかりました。

平成22年にできた共育マスタープランは、すごく細かいというか、具体的なことが書いてあるけど、今回の共育ビジョン、大綱はそういうことではなくて、大綱ができたならば、それをもとに、毎年毎年あわせてやっていくということによろしいですね。

教 育 長

はい。

中川委員長

そういうことで、この件はよろしいでしょうか。

(了 承)

中川委員長

それでは、次に移りたいと思います。

次に、至大荘行事調査検証第三者委員会の設置について、子ども総務課長より報告をお願いいたします。

子ども総務課長

子ども総務課からの報告事項の2番目、至大荘行事調査検証第三者委員会の設置についてでございます。

本年7月30日に九段中等教育学校の至大荘行事において発生いたしました事故の経緯につきましては、委員の皆様には既に経緯をご説明させていただいているところです。このたび、当該事故及びその後の対応等につきまして、第三者的な公正、中立の立場から調査検討を行う第三者委員会を設置し、事態の早期解決を図りたいと考えているところでございます。

第三者委員会の詳しい所掌事務につきましては、本日資料としておつけしました設置要綱の第2条、それから委員会の構成などについては第3条に規定してございますので、ご確認いただきたいと思います。

スケジュール的には、来年2月までをめどに一定の結論を出していただくよう審議を進めていきたいと考えているところでございます。

簡単ですが、ご説明は以上です。

中川委員長

ありがとうございました。

この件に関しまして、ご意見、ご質問をお願いいたします。

(な し)

中川委員長

特にないようですので、それでは、次に、平成28年度予算各部予算編成方針と主要事業の要求状況公表について、子ども総務課長よりお願いいたします。

子ども総務課長

それでは、平成28年度予算各部予算編成方針と主要事業についてご説明いたします。

昨年度より、予算編成過程を明らかにするため、各事業部の予算編成方針

と主要事業を予算案の策定前に公表することとしております。本日、資料としておつけしているものが、公表されております平成28年度の子ども部の予算編成方針と主要事業でございます。

資料のほうをご覧いただきたいと思います。表面につきましては、子ども部の来年度の予算編成方針及び主要事業ということになります。主要事業については、「ちよだみらいプロジェクト」の施策目標に従って整理されているものでございます。内容につきましては、資料のほうをご覧いただきたいと思います。

続きまして、裏面のほうをご覧ください。裏面に、各部の一般会計歳出予算要求額の一覧が出てございます。子ども部については一番上の行となります。子ども部は、前年度比で35億8,035万6,000円の増、率にして39%の増です。各部の中で、額、率ともに最大の増となっておりますが、その主な増加理由といたしましては、右端の欄に記載してございますように、九段小学校・幼稚園の整備が14億9,000万円余の増、それから私立保育所等運営補助が4億7,000万円余の増、それから認証保育所等運営補助が3億5,000万円余の増ということになってございます。

本日ご説明いたしましたのは要求額の内容でございます。現在も財政担当と交渉中ですが、今後の査定等により最終的な予算額が決まっておりますので、その際には改めてこの委員会の場でご説明させていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

中川委員長

ありがとうございました。

この件に関しまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。今まだ折衝中ということで、頑張っているんですよ。

金丸委員。

金丸委員

この表面の「グローバル社会で活躍する資質・能力を育て、主体的・協働的・創造的に生きる力を身に付ける質の高い教育を進めます」というところの3番目、「オリンピック・パラリンピック教育の推進」ということで、今年度新たな予算を要求しているんですよ。これ、具体的には何をするための予算でしょうか。

指導課長

今手元には具体的な資料はございませんが、さまざまなオリンピック・パラリンピック教育に関する事業を計画しております。例えばこれまでも行われているのですけれども、オリンピックの招聘などですね、過去のオリンピック選手などを招聘して、講演会を開いたり、リーフレットなどをつくって、各学校でオリンピック・パラリンピックを意識した教育活動ができる予算等でございます。

その他、るる計画がございますので、正式に予算等の措置が決まりましたらご報告申し上げたいと思います。

金丸委員

ありがとうございます。

中川委員長

よろしいですか。

子ども総務課長

それでは、ほかにはないようですので、次に移りたいと思います。

次に、平成27年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価、有識者意見について、子ども総務課長より報告をお願いいたします。

それでは、平成27年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の有識者意見についてでございます。

教育事務の点検・評価につきましては、地教行法の規定に基づき毎年度実施しているところですが、この点検・評価を実施するに当たりましては、有識者の意見を活用することとされております。本区におきましても、毎年度、有識者会議を開催し、有識者の方々のご意見をお伺いしているところです。

本年度も9月15日及び11月16日の2回にわたり有識者会議を開催し、それぞれ、九段中等教育学校及び神田一橋中学校のICTを活用した授業、また神田一橋中学校につきましては、昨年度校舎の改修工事が終了いたしましたので、改修後の校舎の状況等を有識者の先生方に視察していただきまして、その後、おのおの有識者の方に評価対象となっております事業についての意見をまとめていただきました。4名の有識者の先生方からそれぞれご意見をいただいておりますので、本日それを資料として提示させていただいております。

それでは、資料のほうをご覧くださいと思います。

初めに、明石先生のご意見ですが、まず、きめ細かな指導の推進の中で、なぜ中学校の理科と社会科の達成度が低いのか、その点を解明してほしいというご意見が出ております。

それから、ICT教育の推進につきましては、ICTを使うと効果が出る教科の領域、それからICTを使うとどの資質を獲得できるのか、また、読む力と書く学力の育成にICTはどのような効果をもたらすか、そういった点につきまして明らかにしてほしいというご意見が出てございます。

それから、3番の神田一橋中学校の通信教育課程につきましては、これは評価対象ではございませんが、神田一橋中学校を視察した関係で、こちらのご意見をいただいているところでございます。

次に、おめくりいただきまして、裏面、湯川先生のご意見でございます。

まず、ICT教育の推進につきましては、ICT教育の効果を検証し、ICTを活用した授業実践の効果的なあり方を探究していくことが求められる。

それから、保育所・学童クラブに関しましては、私立の認可保育所、認証保育所における遊び場の確保、こちらが課題として残されているというご指摘でございます。それから、保育所・学童クラブにつきましては、保育の質の向上や親に対する子育て支援機能のさらなる充実に取り組んでいただきたいということでご意見をいただいているところでございます。

次のページへ行きまして、村上先生のご意見でございます。

まず、保育・子育て施策につきましては、待機児童対策及び保育の質の確保、いずれも一定の財政支出は不可欠であるため、予算措置については来年度以降も引き続き安定して一定規模の措置を図ることが必要であるとのご意見でございます。これにつきましては、先ほど来年度の予算編成方針及び要求額の説明の中でもご説明したとおり、こちらの、特に待機児童対策につきましては予算の要求をしているところでございます。

それから、2番目のICT教育の推進に関してということですが、こちらについては、下のほうにございますが、ソフト面でのICT教育の発展というものをこれから考えていってはどうかというご意見でございます。必要に応じてアクティブ・ラーニングの活用、オンデマンドによる授業の配信、反転授業など、視察いただきましたハード面でのよさを生かしたさらなる工夫が可能ではないかというご意見でございます。

さらに、裏面に行きまして、ICTの活用については、そのほかにも、学面で多様な生徒同士が学び合えるような授業でICTを活用できるか、また家庭におけるデジタル・デバイドを学校のICTの活用でいかに補うか、そういった視点からの授業づくりや環境づくりの工夫が求められるというご意見です。

また、試験の点数にあらわれない資質・能力を高められるようなICTの活用のあり方を考えてもよいというご意見もいただいているところでございます。

最後に、武内先生のご意見でございます。

武内先生は、事業ごとではなく、それぞれの立場からということで、まず、企業等で人材育成に携わっている立場から、今後も双方向の教育を十分に活用し、主体的に学ぶ力とコミュニケーション能力の育成が一層進むことを望みたいというご意見です。

それから、子育てをしながら働き続けている立場・視点からということで、保育所・学童クラブの整備・補助、それからさらには、在勤者の保育ニーズにも応える取り組みということについてご意見をいただいているところでございます。

有識者の方々からいただいたご意見については以上でございます。

今後これらの意見も参考にしながら、教育委員会として本年度の教育事務の点検・評価の案を作成してまいります。点検・評価案を作成するに当たりまして、本日、有識者の先生方のご意見をご覧になりまして、教育委員の皆様からご意見等ございましたらお伺いさせていただき、点検・評価案に反映させていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ご説明は以上です。

中川委員長

はい、それでは、この件に関しまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

古川委員

湯川先生の(1)のICT教育の推進についてです。ICTを活用した授業をどうつくっていくかということだけでなく、今後は検証や効果的なあり

方を探究していくことが求められるとありまして、私もそのように思います。ただ、神田一橋も設備が整ってから2年目ですし、機器を使った授業の構築というのは、これからもずっと研究は続いていくんだろうなと思っております。また、昨年度も中間報告がありましたし、今年度も研究発表もしていただきますので、研究の経過等、報告していただく機会は設けられているなと思ってます。

あと、明石先生の3番の神田一橋中学校の通信教育課程についてのご意見の感想ですけれども、新しいニーズを持った人たちの対応もできないか、広げられないかということですが、私の印象ですと、そもそも通信教育課程の設置の目的が違ってくるということと、あと、今、実際、通信教育課程の授業に当たられている先生方が、専属の先生もいらっしゃったかもしれないんですが、通常の授業を持たれている先生が、休日などに授業を受け持たれたりしていると思うのですが。なので、拡大となるとちょっと難しいのではないかなという印象を持ちました。

あと、また、湯川先生に戻りまして、(2)の保育所に関する事柄なんですが、以前から保育士さんの処遇について気になっていたんですが、ここには「区独自の保育士の処遇改善支援も行われており」とありまして、私すぐどういった支援が行われているか頭に浮かびませんで、この点について教えていただければと思います。

中川委員長
子ども支援課長

それでは、中尾課長。

今、古川委員からご質問のありました湯川委員のこの(2)保育所・学童クラブに関する事業のうち、区独自の保育士処遇改善の中身でございます。今年度、平成27年度4月から保育士1人当たり2万円の処遇改善費用ということで補助しております。その中身といたしましては、保育士の人材確保と定着率向上のための処遇改善策として、研修等で活用していただく場合、それぞれ用途はさまざまでございますけれども、保育運営事業主のそれぞれの処遇の目的ごとに、この1人当たり2万円の補助を活用していただくということで、今、有効に活用されていると聞いております。

古川委員
中川委員長
金丸委員

ありがとうございます。

金丸委員。お願いします。

明石先生も、また湯川先生もおっしゃっていますけども、社会、理科の達成度が、中1のときには91%が、2年、3年では49.3%、65.6%というのは、何か原因がこの間にあるのだろうと。その原因を早急に探求して対応しないと、まずいなということなのですからけれども、その辺の原因については、もう教育委員会事務局のほうではある程度つかまれているのでしょうか。

指導課長

まだ詳細な分析はしておりません。今後分析をしていきますが、恐らく中等教育学校が独自の教育課程を行っていて、学年を越えてさまざまな教育課程の編成をしておりますので、まだ、未修了のところの内容がテストに出題されたことが、1つには原因として考えられると思います。

金丸委員

ということは、中等教育学校以外の、要するに神田一橋中や麴町中ではそ

れよりも高い点数をとって、中等教育学校が低いという実態だということなんでしょうか。

指導課長 まだ一概にその細かな分析はしておりませんが、本来得点がとれるべきところがとれていないので、その減少分がこういった形の結果として出ていると思います。トータルで詳細につきましては、これから調査をさせていただきます。

金丸委員 あと、1点、中等教育学校にはそういう問題がありますよわかりましたけども、多分これは、神田一橋中にしても麹町中にしても同じような傾向があるんだと思うんですね。そうすると、中等教育学校の原因はそういう予想はつくとして、あとの2つはどういうところが原因なのだろうかということも十分にご調査いただいて、フォローの体制をよろしくお願いします。

それと、もう一つ、ICT教育の推進ですけども、これについての疑問も極めて僕は当然だと思っていて、もうICT教育に進んで2年目になったとしたら、これが何について有効であるか、何については有効でないのか、もしくは何かを変えればそれがさらに有効になるのかというのは、そろそろ研究に入ってもいいころかなと私も思いました。

指導課長 先ほどのICTの効果的な活用の2年間の成果のまとめとして、来年1月29日に神田一橋中で研究発表がございます。ICTを活用した学力向上について、現在授業の中では約80%活用してその成果をまとめるというところで

す。まだまだ発展途上でございまして、本区においては、環境面で一番今整っている神田一橋中が先行しながら研究を進めておりますが、今後、平成32年度をめどに、同様にほかの小中学校におきましても、ハード面での環境が整う計画がございます。さらに、委員がおっしゃったように、中身ですね、教員の指導力も含めて、これをどのように活用していくかというのは、毎週のように神田一橋中には全国からこのICT機器の活用状況について視察が参っている状況でございます。また、マスコミ等でもさまざまな研究報告などをさせていただいておりますので、この成果をもとに、また、先行する神田一橋中の研究がぶれないように、しっかりと教育委員会でもバックアップをしながら、充実したICT教育ができるように努力してまいりたいと思っております。

中川委員長 ありがとうございます。よろしいですか。

金丸委員 ありがとうございます。

中川委員長 それでは、1つ、湯川先生と村上先生が、教員の研修時間の確保という、教員の研修にも力を入れる必要があるだろうということを言っていますけども、本当に先生たちにも何か誤解されているみたいで、機器の使い方を研修するみたいなことが、予算編成のときなどに、そう誤解なさる方がいらっしゃるようですけれど。そうではなくて、質の高い研修はすごく必要なことだと思いますし、それから、先生を支援するという意味で、生徒たちが使いこなすということもきちんと進めてほしいなと思っております。

それから、さっき古川委員は、神田一橋中学の通信教育課程はちょっと無理ではないかというふうに。

古川委員
中川委員長

大変ではないかと。今の体制だといろいろ大変ではないかなと。

今の体制では大変かもしれませんが、学び直しをしたいという方は、これから若い子でも増えてくるし、人とコミュニケーションの取りづらい発達障害の中学生の学びの場としても一つの選択肢になるので、学校の体制を整えて、神田一橋中学で若い人が学び直しができたらとってもすばらしいのではないかと思い、この明石先生の提案を前向きに、検討してほしいと思いました。

指導課長

そもそもこの通信制の学校は、戦時中、中学校課程の教育が受けられなかった方々が受講されております。現在2名ということで、来年は1名の方が卒業される予定で、1名ということ。戦後70年を経ましたので、なかなかこのニーズというのが今ない状況がございます。来年度以降どれだけの人が該当者で入学されるのか、まだ不明な状態において、一般に実施されております夜間中学とは質を異にするものがございますので、委員がおっしゃったような状況の中で、今後の需要と、それから通信制のあり方ということは、やはり十分検討していく余地があると思います。

中川委員長

せっかく培った特別なノウハウがあるのですから、発展的に活用してほしいなと私は思います。

金丸委員

私の友人で、もう75歳を過ぎている方が、非常に有能な方で、かなりの大手の企業を経営されている方、今になって勉強をしたいと、もう一回勉強し直したいと言って、実はここ3年間予備校に通ったという人がいましてね。毎回予備校が終わると、どこを受験したと行って来るので、これは困るんだけど、勉強をすることに、ほかになかったと。そういうことができる場所はそこしかなかったと言って、予備校を使っていらっしゃる方がいましたので。

要するにもちろんここでやるのが適当かどうかは別として、何か学びの場をどこかに設けるということは必要なかなと思います。そういう意味では、委員長のおっしゃっていることも理解できます。我々がもともと思っていたポイントと違うところに実はニーズがあるのかもしれないなと思っています。

指導課長

そもそも夜間中学校も、神田一橋中学校の通信制も、一度卒業してしまうと、入学する権利がないという制度でございますので、そういった方々、中学は卒業したけれどももう一度学び直したいという方は、再度入学できないという状況がございます。

教育長

明石先生が言われているのは、そういう現状があるけれども、今、不登校が増えていて、形式的には中学校を卒業していても、十分に学んでいない子どもが増えていて、学びたいという要求が出てきている。国も都も、不登校対策を何とかしようということで、今必死になっていろいろ考えている。その中の1つとして、国も都も夜間中学については充実させる考え方を提示

し、今までは卒業した子どもはだめだったけれども、不登校で十分学べなくて、学ぶ意欲がある子どもについては、今後は夜間中学に取り込んでいこうという形で世の中が動き始めている。明石先生は、この通信制についても、そういう方向での、検討ができないかというご提言をされているのだから、仕組みがそうになっているからできませんということで済ますのではなくて、明石先生のご提言に対して少し考えてみるとか、現状がどうなのかを洗い直してみる必要がある。世の中の不登校の現状とか、若者の学び直しに向けたチャンス、新たなニーズを持った人たちへの対応というところは、明石先生のご意見も含めて、夜間中学との関連も踏まえて、千代田区として考えていく必要があると考えています。

中川委員長 そうですね。義務教育だからということで、不登校でも何でも卒業はさせてしまうというか、自動的に卒業するわけですから。ただ、もっとやりたかったなとかいうニーズはきっといっぱいあると思います。

ということですのでよろしいでしょうか。

(な し)

中川委員長 それでは、次に、いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等について、指導課長より報告をお願いいたします。

指導課長 それでは、11月のいじめ、不登校、適応指導教室の状況についてご報告いたします。

11月のいじめの報告件数は12件でございます。2件増加しましたが、解決が3件出ましたので、未解決事案は9件となります。これで、本区のおいじめの報告の累計件数は、11月末現在で19件、うち転出も含めて10件が解決で、9件が未解決となっております。未解決事案につきましては、学級担任が中心となって指導に当たっております。

次に、不登校について報告します。

11月はふれあい月間となっております、今までの調査を各学校が十分に見直しを行いました。その結果、前月まで不登校としてカウントしていた児童・生徒の中で、病気やいずれにも該当しない理由により休んでいることが判明いたしました。具体的には、小学校1年生は不登校ではないことがわかり、1名減となりました。中学校3年生をご覧いただきますと、中学3年生では、不登校でないことがわかった生徒が2名いましたが、新たに不登校になった生徒も1名いましたので、差し引き1名の減となっております。そのほかに新たに変化のあった学年を申し上げますと、小学校3年生では、1名の不登校児童が出ましたので1名増、中学1年生で2名の不登校生徒が増えましたので2名増、中学2年生も1名不登校生徒が増えましたので1名増です。中等後期課程では、4年生と6年生にそれぞれ1名ずつ不登校生徒が出ましたので、それぞれ1名ずつの増となっております。減少した人数は3件で、新規案件7件でしたので、今月の増減につきましては4件増と示してございます。一方で、今月の欠席が4日以内であり、学校復帰と認められた者は4名おります。小学校が3名、中学校が1名、うち小学校の3名は先月も

欠席が4日以内であり、よい方向に向かっております。

最後に、適応指導教室の利用状況でございます。

今月増えた新たな利用者は1名で、体験通級中であった生徒でございます。これで、適応指導教室の正式な利用者数は8名となっております。

報告は以上でございます。

中川委員長

ありがとうございました。

この件に関しまして、ご意見やご質問がありましたら。

金丸委員。

金丸委員

聞き逃したのかもしれませんが、不登校児でなくなったという者は、病気だったというのはよくわかるのですが、病気以外にはどういうものがあるのでしょうか。

指導課長

このいじめ以外の、病気以外のということになりますと、例えば保護者等の考えで、海外に長期と一緒に連れて行って見聞を深めるとか、そういった形で、今申し上げました以外の内容で不登校になっているという状況がございます。

金丸委員

ということは、病気にしても、海外に連れていくにしても、学校に無届で、何の連絡もなくそういうことが行われていたということになるのでしょうか。

指導課長

基本的には、そういった考え方をきちっと保護者と連絡をとって、何の届け出もなく長期にわたって学校に来ないとなりますと、安全面で非常に心配になりますので、必ずその都度、何の連絡もなく欠席をしないという学校側の指導のもとにきちっと事情を確認しております。本来ですと、ちゃんと休む日は、保護者が学校にその日登校時の前までに連絡をするということが基本となっております。

金丸委員

それが基本になっていることはわかっているのですけれども、要するにそうでない家庭が増えている傾向にあるのかどうかということを知りたかったです。

指導課長

細かく調査したわけではございませんが、基本的に数としては増えておりませんので、そういった傾向が増えているということはないと認識しております。

金丸委員

はい、ありがとうございます。

教育長

今、子どもたちが、意に反して事件に巻き込まれてしまうとか、どこに暮らしているのかわからないとかいう子どもたちが出てしまっていて、そういう中で、いろんな事情で実は既に亡くなってしまっているといった事件が、ここ二、三年ある中で、子どもたちの安否の確認というのは非常に大切なことと認識しています。学校に対しては、いじめとか児童虐待とかで、子どもたちにいろんな異常がないか、常にきめ細かく確認してもらうように、私も校長会等でかなり徹底して話しをしています。

最近、学務課でも、就学事務の過程等で、子どもたちの所在の確認などを徹底してやってもらっていますし、連絡がつかない事案とについては、児

	<p>童・家庭支援センターとの連携の中で、例えば入国管理局にも連絡をとって、海外に転出していたことを確認したりもしています。そういうことも含めて、子どもたちの所在の確認については、かなり気を使ってきめ細かくやっていますので、学校現場で何も連絡もなく長期間休んでいたりするという事例については、基本的にはないものと捉えています。</p>
中川委員長 児童・家庭支援センター長	<p>児童・家庭支援センターのほうでも、確認が困難になってきますよね。 直接学校からお子さんと連絡がとれないみたいな話は来ています。その場合には、関係のあるところへ話を持っていくという形でケースワークをしまして、基本的には速やかな対応をしています。いずれにしても連携は大事なので、学校との関係をいかにきちんと持っておくか今後もセンターとして進めていきたいと考えています。</p>
中川委員長	<p>ありがとうございました。 ほかはよろしいですか。 古川委員。</p>
古川委員	<p>毎月報告していただいているのですけれども、数字を追ってしまっていて、例えばいじめの問題でなど、学校と教育委員会で件数の把握をされていて、とてもいいことだと思うのですけれども、数字だけ追っていったら感じたのが、いじめの問題はどこにでもあることですので、ある程度の件数は仕方ないのかなという感覚になっていないかと少しよぎったりしました。 なので、お伝えいただける範囲で構わないのですけれども、例えばどういったいじめがされているのかとか、お知らせいただけないかなと思ったのですが、実態について。</p>
指導課長	<p>個人的な情報もかなり含まれる状況になりますので、支障のない範囲で、今後またお話はさせていただきたいと思います。</p>
古川委員	<p>よろしく願いいたします。</p>
中川委員長	<p>それでは、次に行きたいと思います。</p>

◎日程第2 その他

子ども総務課

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（1月5日号）掲載事項

指導課

- (1) 千代田区立学校・園の気象状況による臨時休校等の対応

中川委員長	<p>日程第2、その他に入ります。 子ども総務課長より報告をお願いいたします。</p>
子ども総務課長	<p>それでは、子ども総務課からのその他事項といたしまして2件、教育委員会行事予定、それから広報千代田（1月5日号）掲載事項でございます。 こちらにつきましては、例会のとおり、資料をおつけしておりますので、こちらをご覧くださいと思います。</p>

中川委員長

ご説明につきましては以上です。

ありがとうございました。

こちらについてはよろしいですか。

(なし)

中川委員長

それでは、次に、指導課長より報告をお願いいたします。

指導課長

今年度、台風の時期に、幾つか台風が参りました。その1つの台風のときに、非常に微妙な気象庁等の予報、または学校側が判断に困る状況がございまして、小学校は全て授業を実施した、中学校・中等教育学校は休校にしたという事例がございました。そのような流れの中で、区民の方、保護者の方々からも、小中にお子さんがいらっしゃる方なども含めて、混乱、ご心配や区としての対応についてご質問なども受けた状況がございました。そのようなことを鑑みながら、今後このような状況が起きた場合に、混乱なく、保護者の方々が、学校があるのか、休校なのかということを確認に判断できる流れを今つくりたいと考えております。

つきましては、校長会等、それから関係機関の方々と調整をしながら、現段階で次のような方向性を持って、今後皆さんの混乱を少しでも少なくするような対応を考えたいと思っております。

まず、千代田区の対応、基本的な考え方としましては、台風や大雪などによって、登下校の安全確保に支障を来したり交通網の混乱が予想される場合には、幼児、児童・生徒の安全を最優先した上で休校等の判断をするということをまず基本的な考え方とさせていただくということ。そして、休校となる場合の区の判断基準といたしましては、千代田区において特別警報、これは大雨、それから強風、大雪、暴風雨等が発令された場合は、全ての学校・園において休校と。さらに、もう1点は、暴風警報、暴風雪警報ですね、この2点が発令された場合も休校とするという基準をつくりたいと思います。

さらに、休校の判断と周知の仕方につきましては、教育委員会は、前日以前、気象状況等により幼児、児童・生徒の登下校の安全確保に支障を来したり、交通機関の混乱が予想される場合は、区立全学校・園に休校等の指示をします。つまり前日にもう、直撃をするということがほぼ明らかな場合は、前もって各学校に休校の指示を教育委員会からさせていただきます。

また、前日以前に、今回のような場合の、来るのかわからないとか、途中で逸れるかもしれないという状況の場合は、休校等の指示がないわけで、当日午前6時の時点で、先ほど申しましたような特別警報が千代田区に発令されていれば、区立全学校・園は1日休校となります。

というような方向性を示したいと思っております。

よく、途中で、8時に解除されるとか、9時以降解除されたときにどうなるのかということにつきましても、さまざまな混乱を避けるために、この6時という時点を基準にしまして、その日は1日休校にするという判断をしたいと考えています。

また、登校後に気象状況等が悪化しまして、下校時前後に今のような判断

基準の警報等が発令されたり、発令が予想される場合は、各学校・園の判断で下校を早めたり、学校・園に待機させた上で保護者に引き渡しを行う等の対応を各学校・園長の判断でしていただくという形にしたいと思います。

その他としまして、千代田区の地域性というものもありまして、遠方から来られている方もいらっしゃいますので、登校となる場合でも、区域外通学で気象状況が異なり、交通事情、家庭の状況等で登校に支障があると家庭で判断されたときは、安全が確認できるまで自宅にて待機させるようにすると。気象や地域の状況を理由として登校できない場合は、欠席や遅刻の扱いにはしない。

学校を休校する場合は、朝の登校時刻と同じ時刻に区内の学童クラブ等の開設をします。これはお子さんを1人自宅に残して、保護者の方は仕事に出てしまう場合、例えば小さい小学校1年生の子をそのまま家に1人で残さなければいけないような状況への対応を図るために、児童・家庭支援センターと連携をして、そのような預かりの場を開設をするような対応策を考えております。

以上、まだ原案ではございますが、この原案を基本に、関係機関と調整を図りながら、一定のルールを決めたいと思います。

また、周知の仕方につきましては、今現在検討中ではございますが、校長会からも要望として上がっておりますが、ホームページに、朝6時と同時に休校なのか実施なのかという指示を上げていただきたいとのことでしたが、現在のシステムでは、8時半以降でないホームページにはアップできないという状況がございます。

また、安心安全メールなども考えましたが、まだ加入率も少ないということもありまして、補助的な周知の方法としましては、ホームページに常時、今申し上げましたような決定したルールをしっかりと明記しておきまして、さらに気象情報のサイトに飛ぶようなリンクをそこに張っておけば、そこを見たときに、リンク先で、千代田区の今の状態を確認できるようにするという対応を検討しております。

口頭で申しわけございません。また、決まりましたら詳細をお知らせさせていただきます。

報告は以上です。

金丸委員

よろしいでしょうか。私の聞き方が悪かったかもしれないんですが、先ほど学童保育を、そういうような場合に開設することを考えているということなのですが、考えている場面なんですけれども、千代田区で特別警報が出る、もしくは暴風雪警報が出るという状況のもとに開設をして、家からそこに子どもたちが行くという状況を想定していると考えてよろしいのでしょうか。

児童・家庭支援センター所長

お子さんが学童クラブに通う状況は、そういった警報が出ている状況になるのですけれども、その際に保護者の方が学童クラブまで一緒に連れて来てくれるというのが前提にあって、お子さんの安全は保護者の方が守りつつ届

けていただくという想定のもとに開設をするということです。子どもが1人で学童クラブに来るという状況はだめですということで保護者の方にお伝えしています。

金丸委員 だめですということは、今、指示が徹底していて、そうなってくればいいのですけれども、そんな大したことはないから行っていらっしゃいと親が送り出しちゃって、1人で来たときには、受け入れないということになるのでしょうか。

児童・家庭支援センター所長 そういった意味では、受け入れはするのですけれども、お帰りの際、保護者の方に、今日はこういう状況でしたので、できる限り一緒にこちらのほうにお越しく下さいということをご注意申し上げることになろうかと思えます。

指導課長 基本は、そういった状況のときは自宅で待機ということが基本ですけれども、これまでの例を見ますと、学校のほうに、休校でありながらも、預かってほしいと送り届けられるような事例が今までにございましたので、そういった部分を学童クラブで対応していただこうと思っています。

中川委員長 でも、学童クラブというのは朝からやっていないですよ。

児童・家庭支援センター所長 基本的には放課後ということですが、学校の休業日に関しては、朝からということで、要員の確保というところに今課題があるのですけれども、想定される場合には、民間も含めてですけれども、例えばホテルに泊まって、朝、その時間に関けられるように要員を確保するというのをします。学校が例えば休業日、振替休日なんかだと、月曜日は学校はやってなくて、子どもさんをお預かりするという状況になりますけれども、夏休みとか、そういった場合と同じような形の時間構成ということで、8時15分ぐらいからお預かりするような形になっていくと思います。

中川委員長 もう1点ですが、今働いている人が多いから、保育の部分というんですか、その問題が結構大きくなってくると思うので、その辺をどうするかというのは、これから細かく検討していかないといけないかなと思います。

教育長 台風対応は、これまでも事前に進路等が予想されて、千代田区が大雨等に見舞われそうな場合には、前日に休校なりを決定して、その場合には、学童クラブは早朝からの対応を、保育園については預かってほしいお子さんについては、原則きちんと預かる、最後まで預かるという方針でやってきています。

今、指導課長がご説明したのは、今までは前日に休校とかを指示して、小学校、中学校一斉に、休校扱いとしていたんですけれども、今年たまたま急激に低気圧が発達して、事前に教育委員会が学校に対して休校の通知を出さなかったもので、小学生は登校、中学校は6時の時点で警報が出ていれば休みですよという中学校独自ルールに則って休校になった事例がありました。それぞれ事情があって今の仕組みになっているのですけれども、同じ家庭でお子さんが小学校、中学校に通われている場合に、中学生、場合によっては中等教育学校の高校生は家にいるのに、小学校1年生が登校するのは、おかし

いんじゃないのというご意見を保護者の方からも委員長からもいただいています。

そういう中で、あり方を検討し、今後は、ほぼ中学校ルールにあわせて、前日の通知がなくても、当日の朝6時の段階で警報が出ていれば、小学校についても、中学校とあわせて、1日安全を見込んで休みにしてしまおうという方向でやっていきたいということです。

それに伴って、学童クラブも早朝から開いて、できる限りお子さんを預かって、保護者に支障がないような対応をしていく方向で調整を図っているところです。今後この考えに基づいて、急激な天候の変化に対応させていただきたいと思っています。

中川委員長 1点だけ伺いたいです。学校が8時30分以降しかホームページをアップできないというのは、それは人間的なものですか。

指導課長 学校というよりも、区のホームページですね、千代田区のホームページにその指示を6時の時点で明示してほしいということであったので。学校ごとにということではなくて、千代田区のホームページです。

その都度アップすることができないということです。

教育長 その辺は今調整していますので、保護者の方、区民の方が混乱しないように、情報提供のやり方については少し詰めさせていただきます。まだ細かいところまでは詰め切れていないところです。ただ、方向的には、今お話ししたように、前日、休校なり登校を遅らせる指示が出せていなくても、当日6時の時点で警報等が出ていれば、小中学校を含めて、今後は休校扱いにする形で調整を図っていきたいということです。

中川委員長 どこかで統一するということですね。

それでは、この件はここまでにさせていただきます。

次に、課長さんのほうから何かありますか。そのほかに。よろしいですか。

(なし)

中川委員長 教育委員のほうからは何か。

金丸委員 特にありません。

中川委員長 それでは、特にないようですので、先ほど日程の最後にしました報告、子ども総務課の案件に移りたいと思いますので、ここで秘密会に入りたいと思いますが、その前に、次の教育委員会についてご案内させていただきます。

1月12日の定例会は、現在のところ会議に諮る案件がありませんので、休会として、次回は1月26日に開会する予定でございます。

では、引き続き、秘密会に入りたいと思います。